

築上町告示第32号

平成30年第3回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

平成30年4月16日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成30年4月25日
  - 2 場 所 築上町役場議事堂
- 

○開会日に応招した議員

宗 晶子君	小林 和政君
鞆野 希昭君	池亀 豊君
工藤 久司君	宮下 久雄君
有永 義正君	信田 博見君
田村 兼光君	塩田 文男君
武道 修司君	丸山 年弘君
田原 宗憲君	吉元 成一君

---

○応招しなかった議員

---

---

平成30年 第3回 築上町議会臨時会 会議録 (第1日)

平成30年4月25日 (水曜日)

---

**議事日程 (第1号)**

平成30年4月25日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件等の報告)
  - ②町長の報告
    - ・報告第1号 平成29年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
    - ・報告第2号 平成29年度築上町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 日程第4 議案第33号 専決処分について (平成29年度築上町一般会計補正予算 (第6号) について)
- 日程第5 議案第34号 専決処分について (築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第6 議案第35号 専決処分について (築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
- 日程第7 議案第36号 平成30年度築上町一般会計補正予算 (第1号) について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- ①議長の報告 (提出された案件等の報告)
  - ②町長の報告
    - ・報告第1号 平成29年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
    - ・報告第2号 平成29年度築上町下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

いて

日程第4 議案第33号 専決処分について（平成29年度築上町一般会計補正予算（第6号）について）

日程第5 議案第34号 専決処分について（築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について）

日程第6 議案第35号 専決処分について（築上町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第7 議案第36号 平成30年度築上町一般会計補正予算（第1号）について

---

**出席議員（13名）**

1番 宗 晶子君	2番 小林 和政君
3番 鞆野 希昭君	4番 池亀 豊君
5番 工藤 久司君	6番 宮下 久雄君
8番 信田 博見君	9番 田村 兼光君
10番 塩田 文男君	11番 武道 修司君
12番 丸山 年弘君	13番 田原 宗憲君
14番 吉元 成一君	

---

欠席議員（1名）

7番 有永 義正君

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 木部 英明君                      総務係長 城山 琴美君

---

**説明のため出席した者の職氏名**

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	亀田 俊隆君		
会計管理者兼会計課長			永野 賀子君
総務課長	元島 信一君	財政課長	椎野 満博君
企画振興課長	種子 祐彦君	人権課長	武道 博君

税務課長	……………	江本昭二郎君	住民課長	……………	神崎 博子君
福祉課長	……………	首藤 裕幸君	産業課長	……………	今富 義昭君
建設課長	……………	神崎 秀一君	都市政策課長	……………	竹本 信力君
上水道課長	……………	福田 記久君	下水道課長	……………	西田 哲幸君
総合管理課長	……………	吉留梯一郎君	環境課長	……………	長部 仁志君
商工課長	……………	野正 修司君	学校教育課長	……………	鍛冶 孝広君
生涯学習課長	……………	古市 照雄君	産業委員会事務局長	…	平田 美樹君
代表監査委員	……………	尾座本雅光君	監査事務局長	……………	石井 紫君

---

午前10時00分開会

○議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、平成30年第3回築上町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、工藤久司議員、6番、宮下久雄議員を指名します。

---

#### 日程第2. 会期の決定

○議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題とします。

議会運営委員長の報告を求めます。吉元委員長。

○議会運営委員長（吉元 成一君） 議会運営委員会の報告をいたします。

4月20日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案どおり決定いたしました。会期については、本日4月25日、1日限りとすることが適当だと決定いたしましたので報告いたします。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 委員長の報告が終わりました。

お諮りします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日4月25日、1日限りと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日4月25日、1日限りと決定しました。

### 日程第3. 諸般の報告

○議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日、提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第33号外3件です。

次に町長から報告があります。新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員の皆さん、おはようございます。急遽、臨時議会を招集させていただきましたが、庁舎の案件で緊急を要しておりましたので、一応、臨時議会と。

それから、あと繰越事業の計算書ができました。その報告、そして29年度の一般会計の補正予算を起債の関係等々で専決処分させていただいて、提案させていただいているところでございます。

そして、あと、きのう九州防衛局のほうから連絡がございましたが、岩国基地のF-35が築城基地に突然飛来してきたと。原因は、故障という話もちよつとあるようでございますけれども、定かな原因はわかってないというようなことで、今、調査中だということで九州防衛局のほうから報告があつておるところでございます。

そういうことで、本議会、いろんな形で議論を重ねていただきたく、庁舎建設についても議員の皆さんと種々打ち合わせをしながらやっていきたいとは存じておりますので、きょうの、一応、一般会計30年度補正予算、ぜひ御承認いただくようお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） これで報告を終わります。

報告第1号平成29年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について及び報告第2号平成29年度築上町下水道事業会計予算繰越計算書の報告についてを一括して報告していただきます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 報告第1号平成29年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書について、平成29年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号第146条第2項）の規定により別紙のとおり報告する。

報告第2号平成29年度築上町下水道事業会計予算繰越計算書について、平成29年度築上町下水道事業会計予算繰越計算書を地方公営企業法（昭和27年法律第292号第26条第3項）の規定により別紙のとおり報告する。平成30年4月25日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 報告第1号は、平成29年度築上町一般会計繰越明許費繰越計算書の報

告でございます。

繰越件数は10件ございまして、繰越限度額が2億9,331万2,000円でございます。そして、繰越額が決定いたしました、2億7,186万6,000円ということになっております。財源的には、特定財源が1億7,061万9,000円、一般財源が1億124万7,000円となっております。あとは報告書の中をごらんいただければと思います。

それから、報告第2号平成29年度築上町下水道事業会計予算繰越計算書の報告でございます。

本報告は、平成29年度の下水道事業会計の繰り越しでございますけれども、理由は、下水道工事に伴う上水道の管布設がえが生じ、年度内の完成が困難となったため繰り越したものであります。

この報告は、地方公営企業第26条3項の規定によっていたすものでございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

#### 日程第4. 議案第33号

○議長（田村 兼光君） 議事に入ります。

お諮りします。日程第4、議案第33号専決処分について（平成29年度築上町一般会計補正予算（第6号）について）から日程第7、議案第36号平成30年度築上町一般会計補正予算（第1号）についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号から議案第36号までを、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第4、議案第33号専決処分について（平成29年度築上町一般会計補正予算（第6号）について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。椎野財政課長。

○財政課長（椎野 満博君） 議案第33号専決処分について（平成29年度築上町一般会計補正予算（第6号）について）、平成30年3月29日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成30年4月25日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第33号は、平成29年度築上町一般会計補正予算（第6号）で専決処分いたしましたものであります。

専決処分の内容は、道路改良事業、下別府船迫線第2工区、これは防衛施設周辺民生安定施設

整備事業でございますけれども、繰り越しの理由は、第2工区への進入路において国有地の一時占有をしなければならなくなったために、財務省と防衛省への諸手続に日数を要したということで繰り越しをして、防衛相のほうの繰り越し承認も取ったところでございます。

それから、2点目が道路改良で、これは特定防衛施設周辺整備調整交付金事業で、道路が、石堂4号線、それから臼田13号、14号線、それから東八田26号線、松丸17号線と。

一応、道路案件では4件ございますが、石堂については、JRとの協議等に不測の日数を要したために繰り越さざるを得なくなった。

それから、臼田13号、14号線については、宅地造成に伴う上下水道の引き込み工事が発生いたしまして、その工事後に舗装工事となったので繰り越しをしなければならなくなったということでございます。

それから、東八田26号線は、並行して実施していた水道管工事のおくれに伴う断水時期の調整に不測の日数を要したということで、これも繰り越しをしなければならなくなったということでございます。

松丸の17号線は、地権者との交渉になかなか同意が得られなくて日数を要したということで、一応、繰り越した次第でございます。

それから、あと下水道事業につきましては、繰越理由が、本工事箇所埋設されている上水道管の敷設がえのため、協議及び材料製作に不測の日数を要したために年度内完了が困難となったので、繰り越しさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第33号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第33号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第33号は承認することに決定しました。

## 日程第5. 議案第34号

○議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第34号専決処分について（築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第34号専決処分について（築上町税条例等の一部を改正する条例の制定について）、平成30年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成30年4月25日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第34号も専決処分でございますけれど、築上町税条例等の一部を改正する条例を専決させていただきました。

主な改正理由は、個人町民税の均等割非課税限度額の引き上げ及びたばこ税の税率変更、固定資産税の特例措置の延長をするための、一応、専決処分でございます。

個人の町民税の非課税の範囲は、障害者、未成年者、寡婦及び寡夫の方の町民税の非課税範囲が前年の合計所得金額の125万円から135万円に変更されたところでございます。

そして、あと固定資産につきましても、住宅新築に係る税額の減額措置を2年延長すると。それから、土地の固定資産税の負担調整措置を現行の仕組みのまま3年延長すると。こういうのが主な専決の理由でございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第34号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第34号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第34号は承認することに決定しました。

---

## 日程第6. 議案第35号



○議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第35号専決処分について（築上町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について）を議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。元島総務課長。

○総務課長（元島 信一君） 議案第35号専決処分について（築上町国民健康税条例等の一部を改正する条例の制定について）、平成30年3月31日付で専決処分したので報告し、承認を求める。平成30年4月25日提出、築上町長新川久三。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議案第35号も専決処分を、築上町国民健康保険税条例の一部を改正させていただくものでございますが、これは一応3月31日に法律が公布されまして、4月1日から保険税も実施しなければいけないというようなことで、一応、専決処分させていただきました。

主な変更点は、課税限度額の変更が、医療保険は課税限度額54万円が58万円に上がりました。そして、あと後期支援、介護については改正はございませんが、改正前が全体的な課税で89万円が93万円という、年額、保険税で4万円ほど上限がふえたところでございます。

それから、あと軽減判定の所得ということで、これは、一応、納税者の皆さんに有利な形になりますが、今まで5割軽減では被保険者当たりの基礎の控除額は27万円でしたが、これが33万円になると。それから、27万5,000円の分についても、これが33万円になるというふうなことでございます。

それから、あと2割軽減の方については、33万円が49万になる。これは大幅に変更があっておるところでございます。そして、33万円の方は50万円になるというふうなことで、一応、軽減判定所得については2割の方の1人当たりの被保険者の控除を多くするという形になったところでございます。

以上でございます。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから議案第35号について採決を行います。本案に対し反対意見はありません。議案第35号は承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第35号は承認することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

午前10時19分休憩

.....

午後3時25分再開

**日程第7. 議案第36号**

○議長（田村 兼光君） 日程第7、議案第36号平成30年度築上町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案に対しては、工藤久司議員外1名からお手元にお配りした修正の動議が提出されています。

地方自治法第115条の2の規定に基づく議員定数の12分の1以上のものの発議によるものであり、修正の動議が成立しております。よって、これを本案と付せて議題とします。

提出者の説明を求めます。工藤久司議員。

○議員（5番 工藤 久司君） 修正動議の説明をさせていただきます。

まず、歳出歳入の全体の予算ですが、2億204万4,000円を341万円にし、全体の予算100億6,666万円を98億8,802万6,000円に改めるものであります。

なお、第2条及び第3条を削り、第1表の歳出歳入補正予算の一部を次のように改めるものであります。

詳細については、お手元に配付のとおりでございます。

主にというか、この修正案の中で、1款の委員報酬66万、9款の旅費、需用費、委託料の一部のバス代行運転料の10万、使用料及び賃借料の有料道路の10万と賃借料の25万円、計341万円はそのまま残している修正案でございます。

昨年から庁舎建設に関してはいろいろ議論がなされる中で一番の問題だったのは、まず特例債に間に合わないというのが一番の大きな課題であり、もう少しいいものをつくるために住民の意見を聞く、また議会等の意見を聞くというのが私の主張でした。

3月の議会で一般会計予算を議決して、その後、数日後に庁舎建設の予算を削減した予算を提出して、それが可決し、どういう流れになるのかなと思ったら、今議会にまた急な形での臨時議会でこの予算を計上してきました。建設に関しては、どの議員も老朽化の問題とか耐震化の問題等々で理解はしております。

ただ、そこに住民の意見がなかったり声なかったりということがまず大きな問題であるし、この合併特例債が延びるということを我が町の大きなチャンスというか、機会として、もう一度、

新たに住民の意見等々を聞くためにも修正動議を提出させていただきました。

いま一度、どんな庁舎を建てたいのか。先ほど厚文の委員会でも町長が言っていましたが、防災に強い云々とか言っていました。これは、特例債が延びたということで、町長の思いも庁舎に、今後、十分、反映できるものと思います。庁舎建設に関する変更も今後していかなければ恐らく32年度には建設できないということを考えたら、そこも含めて、いま一度、見直す大きなチャンスだと思います。

ですから、委員報酬できちっと議論していただき、新たな一歩を踏み出すためにも、庁舎建設、今回の予算を削減させてもらうという修正案を提出させていただきました。

また、現在、東京オリンピックに向けていろんな物資または人材が不足する中で、それ以降でも十分な対応ができるものともあわせて考えておりますので、いま一度、庁舎問題に関しては、ゼロからとは言いませんが、今までのやってきたことを生かしながらよりよいものをつくるという、そんな観点で修正案の提出の理由とさせていただきます。

よろしく御審議のほどお願いします。

○議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。

これから修正案の提出者説明に対する質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） まず、議会運営上の確認なんですけど、本案の説明がないまま、修正を先に、何というか、審議してもいいんですか。その確認をさせてください。

○議長（田村 兼光君） 局長。

○議会事務局長（木部 英明君） 以前、修正案が提出された場合は、まず修正の議案を先に協議を行う、その後、修正案が可決すれば除いた部分、否決されれば原案について採決を行います。

○議長（田村 兼光君） 武道議員。

○議員（11番 武道 修司君） わかりました。

今回の修正案で、庁舎の建設に対してちょっと待ったをかけたような修正動議だろうと思います。私は、一日も早く庁舎を建てるべきだという考え方にいます。

それはなぜかという、先日も新聞で南海トラフの危険度の問題とかいろいろなものがありました。実際、熊本の震災においては、庁舎が崩壊して、行政の機能というか、そういうものがかなり衰退したという現実がありました。そういうことを考えると、この庁舎自体が、耐震性の問題、いろんな問題を踏まえて、早目に早くしないといけないというものはあるんだろうと思うんです。

その点に関して、そんなに急ぐ必要性がないという主張でこの部分をカットされるという部分がどのような考え方でされているのかを説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（５番 工藤 久司君） 今の武道議員の質問ですが、誰も急がなければいけないというような話ではありません。まず、合併をしたときに庁舎の問題というのは当然議論されなければいけなかった問題です。

一番の問題は、合併特例債の期限が迫ったからという理由でねじを巻いてするということがいい庁舎ができないということです。一度建てたら５０年建てかわらんわけですから、ここは、例えばこの１年、もう一度、議論してやるほうが将来的にはいい庁舎が建つという考えであります。

慌てていいものもできないし、今の議論の中で庁舎建設に関してはまとめることもできないですし、よりよいものをつくるという観点で提出させていただきました。

○議長（田村 兼光君） ほかにございませんか。武道議員。

○議員（１１番 武道 修司君） もう１点。その点について、そんなに急がなくてもという、１年でもということですが、あくまでも、今回、債務負担行為というのは上限の枠組みをとると。その後、中身を十分検討して、その後に本予算、建築の予算等が組み立てられるんだと思うんです。

上限を決める、その債務負担行為ができなければ次の論議に入れないんじゃないか。次の論議に入るためにも債務負担行為をする必要性というのはあるんじゃないかなど。過去のいろいろな事業についても債務負担行為をやって枠どりを決めた後からこの枠の範囲でどれだけのものができるのかという協議をかなりしてきた経過がいろんな施設でもあるんだと思うんです。

全てのものが決まらなないと債務負担行為を起こせないということになれば、なかなか議論というのが進められていかないというふうなことになるんじゃないかなというふうに思うんですが、その点について、債務負担行為と考え方というか、協議の部分でどうしても枠を先に決める必要性がないという考え方の説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（田村 兼光君） 工藤議員。

○議員（５番 工藤 久司君） 債務負担行為の３２億２，９００万に関しては、現実に少し迷うところがあったんですが、まずは委員会できちっとしたものをつくること。それから、恐らくですけど、この３２億２，９００万が、今後、委員会などで検討する中で変更もあり得るかもしれない。ですから、まずは委員会できちっとしたものをつくってもらってからという話で十分対応ができるものと考えます。

○議長（田村 兼光君） いいですか。これで質疑を終わります。

これから修正案に対する討論を行います。修正案に反対意見のある方。武道議員。

○議員（１１番 武道 修司君） 先ほど質問でもさせていただきましたが、私は一日も早く庁舎を建てるべきだという考え方を持っています。この案件が通らなければ、また日にちが延びていく。少しでも早目に進めていって、その中でしっかりと論議をしていくという必要性があるんで

はないかなど。予算が、ある程度、枠組みが決まらなると論議を進めるにも進められない。

絵を描くにしても絵も描けないというふうな状況が出てくるのではないかなどというふうに思いますんで、なるべく早くこの部分を進めるためにもこの予算を通さなければいけないという観点から修正動議には反対をしたいと思います。

○議長（田村 兼光君） 次に賛成意見のある方。小林議員。

○議員（2番 小林 和政君） この内容につきましては、昨年の12月修正案が可決された3月議会でこれを含む部分も含んで否決されたほぼ同じ内容であります。修正する部分については、前、出された予算と全く同じ内容の部分だけの修正を求めています。だから、修正案を賛成する理由は前回の3月の当初予算の反対討論で申し上げておりますので、それと加えまして、執行部の、もう少し、議会に対する、町民に対する、真面目に対応する姿勢を求めて、修正案に賛成の意見とします。

○議長（田村 兼光君） 反対意見のある方。塩田議員。

○議員（10番 塩田 文男君） この修正動議に反対意見を述べたいと思います。

平成15年でしたか、官民連携の駅から役場庁舎までの国交省補助の調査を行いました。それは官民連携という形で物をつくっていく中ですが、あれを読む限り、今、行橋でも図書館の問題が出ていますが、10年から15年。

築上町の調査結果としては長期にわたるだろうと。ということは、結果的に、わかりやすく言いますと、管理会社が持たないんじゃないかと。官民連携はこの地域では非常に厳しいという、そういう調査結果が。駅から役場までが調査で、まちづくり、各ゾーンを踏まえての調査結果が出ました。

それから、JRの土地取得のための調査費を、平成16年に。（「JA」と呼ぶ者あり）JAの調査をやりました。それは残念ながら白紙になってしまいましたけれども。そして、今回、庁舎の問題です。

12月からこの予算がなかなか通らないわけですが、検討委員会の説明、また各住民に対しての説明を行うという形になってきましたので、これに関して、この予算が通って初めてたたき台が出るんじゃないかと。

予算が通らなければ、どんな絵ができて、どんな構想図、そういうたたき台も、我々が手で描くわけにはいきませんので、その予算を使って、最低限のたたき台、そこからいろんな各変更が出てくると思いますので、今回、この予算に反対してもどうやって委員会で話し合いをやるのかと。

私は個人的にはその辺が見えませんが、口だけでするならどうでもなりますけど、そういう資料をつくるためにこの予算を使いながらやっていくと。執行部が、今回、住民等の意見を加え

ていくという中で出てきましたので、何ら問題ないと思っております。

ですから、これは突然降って湧いたとは思ってませんので、もう約3年かかってきたということで、もちろん住民に周知はできてなかったかもしれませんが、その辺は、今後、我々も住民に説明をしなければいけない立場でありますので、この修正動議については私は反対したいと思います。

○議長（田村 兼光君） 次に賛成意見のある方。吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） こんなことを言うと笑われるかもしれませんが、「せまい日本そんなに急いでどこへ行く」。今、築上町の行政はまさにそのとおりだと私は思っています。

合併特例債が5年の延長が決定しました。そして、町長は、12月、3月にかけて、議会議員の一般質問に対して、議会に理解してもらうために委員会をつくってそこで審議してもらうという回答を出しました。

それから、3月の臨時議会が終わって既に2週間以上たちますが、いまだにそのことを実行していません。これは、庁舎を建てる予算が通過したら本当に住民に説明するのかと疑われても仕方のないような政治のやり方をしていると、私はこういうふうに思っております。

長く話せば、先ほどの委員会でも1時間ぐらいしゃべりましたので、理由づけはいっぱいあります。何でこのことを先送りできないのかと。するべきではないかという立場で私は今言っているんですけども、町民の中に説明したと言っていますけども、町長が町政懇談会をして庁舎を今のところに建てますよと言ったら、「ああ、あっこに建てるんやろうね」、こういうふうに町民は思っているわけです。

各出ごとで言ったと言っていますけれども、一方的に言ったわけであって、そのことに意見を述べていません。反対者がいないというような言い方をしてきた時期もありました。

私は庁舎を建てることには賛成です。議員の皆さんも全て賛成だと私は思っております。議会議員としてこの庁舎の今の状態を見ると、建てかえないかんとすることは十分にわかっています。それを自分の思いどおりにするために、議員が反対するから、ここじゃないと建てられんとか、そういったことをよく耳にします。誰も反対するとかは言っていないでしょう。

仮に言えば、議会でもこれだけの主張をしている方がたくさんいるわけですから、修正案まで出しているわけですから、町長は真摯的になって、6月の議会までぐらいは僕は同時に予算を上げるべきじゃなかったんじゃないかなと。きょうも取り下げてくれられんのかねと言ったら、議員の皆さんの判断に任せますと。

予算が通ると思うとるからそういう言葉が出るんでしょうけど、私はこういうやり方は町民に対しては大変危険性がある。こういうふうに思いますので、ぜひ常識ある議会議員の皆さんはこの修正案に賛成していただきたいと思いを込めて賛成の立場で討論いたします。

○議長（田村 兼光君） ほかに反対意見のある方。信田議員。

○議員（8番 信田 博見君） 私も、この庁舎の建物を見る限り、早く建てかえたほうが良いという考えの1人でございます。

平成26年9月に私は一般質問しております。その一般質問でいつごろなのかと町長に聞きましたら、平成28年には取りかかり、28年、29年には着工したいというふうに言われておりました。もう既に2年も、それ以上もおくれているわけです。早目にやっていただきたいというのが私の意見であります。

場所の問題も、何でここなのかと言う人がおられますけども、私は、合併する前の話も含めて、ずっと今までこの場所だと思ってきましたし、町長も議会で、いろんなというか、平成23年ごろからこの庁舎のことが一般質問等で取り上げられております。一般質問の中でも場所はここだとずっと言ってきておりますし、そういうことをいろいろ考えまして、今回の修正案には反対します。

○議長（田村 兼光君） 次に賛成意見のある方。宗さん。

○議員（1番 宗 晶子君） まず、スケジュール提示もない議案上程は議案自体が体をなしていないと感じます。29年度的时候は、きちんとスケジュール提示がありました。しかし、なぜ今回スケジュール提示がないのか、全く理解ができません。きっとスケジュールに無理があり過ぎるので提示することではないのではないかと推しはかるような気持ちになってしまいます。不信感を招きます。

そして、スケジュールをお聞きしましたところ、住民との会議を持ってくださることは本当にありがたいと思います。しかしながら、そのことによってプロポーザルの公募開始もずれます。

そして、先ほどの説明ではプロポーザルが5カ月で予定してあったのが2.5カ月になると御答弁がございました。2.5カ月でまともな業者が準備をして立派なプロポーザルができるとは到底考えられません。最低でもプロポーザルの準備には6カ月が必要です。2.5カ月で準備ができる業者があるとすれば、出来レースということをやわらざるを得ません。

そして、位置について、先ほどずっとここだとおっしゃっているのは、執行部側の押しつけと、何だっけ、合併したときの新庁建設計画等の12年前の合併時の決め事であり、12年たった今、椎田、築城、両方で考えていかねばならないことなのにここに決めるというというのは、住民の側から見てとっても受け入れられるものではありません。新川町政に住民目線はないのかと疑ってしまいます。

以上、私の賛成意見とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） ほかに反対意見のある方。鞆野議員。

○議員（3番 鞆野 希昭君） 今回の補正予算の提案は、ここに庁舎を建てると。それについて

の必要な額を提示しておると。その中で、午前中の委員会の中でもいろいろお話を聞きましたんですけども、町民目線に立って、町民の方、委員会の方の意見を十分聞きながら計画していきたいと。もし計画が延びれば合併特例債の変更の процедуруして延ばしていくと。

そういうふうなお話を聞いた上で、私は、一応、今まで町長が説明した中で絵が見えなかったと。それで、皆さん、いろいろ反対もあったと。今度の予算の中では、基本計画中の基本なんだ、案の案なんだという説明を受けましたし、これでやっと絵が描けるんじゃないかと。その絵の中で、基本計画の中でそれぞれの声を聴いて、変更ができれば変更していくと。

そういうふうな話し合いを持つ場の中での予算の組み立てだと思いますので、私はこの修正発議には反対いたします。

○議長（田村 兼光君） 賛成意見のある方。田原議員。

○議員（13番 田原 宗憲君） 修正案に賛成の立場から討論を行いたいと思います。

庁舎建設の予算に関しまして32年度までに完了はしないということをお聞きしました。特例として33年度に解体するという説明を聞きました。今回の予算につきましては、合併前の合併特例債で、合併特例債が、今、延長で延びましたので、あとの合併特例債に関しましては33年度以降の事業というふうになると聞きました。

そんなに庁舎は早期に建てにゃいかんということは、この議場にいらっしゃる議員皆さんが十分理解はしてると思います。その中で、町民に十分に説明がないまま、このまま庁舎を建ててしまうのではおかしいと思いますし、この予算を通して先に債務負担行為の予算までを通してしまっても、その後に特別委員会なり町民の声を聴いても、場所の変更はJRのほう側には建てれない。ということは、場所は今の現状の場所に建てるとということ。何も、委員会をつくっても、正直、意味はないと思うんです。

この予算を通してしまう前に、例えばこの建物を解体する案とか、解体してど真ん中に同じような方向で建てるとかいう案が、予算が通ってしまえば、なくなると思います。そこら辺を議員の皆さんはよく理解していただき、予算を通してしまえばそのまま進んでいくということに気づいていただきたいなと思います。十分考えていただき、できれば、修正案に賛成していただきたいなと思います。

賛成意見といたします。

○議長（田村 兼光君） ほかに反対意見のある方。——ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これから本案に対する工藤久司議員外1名から提出された修正案について採決を行います。修正案に賛成の方は起立願います。



[賛成者起立]

○議長（田村 兼光君） お座りください。起立少数です。したがって、修正案は否決されました。引き続き、原案を議題とします。

原案に対する質疑を行います。質疑のある方。宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） この質疑は3回ですよね。議長、3回。（発言する者あり）

まず伺います。32年度3月末までに庁舎の建設は間に合うのでしょうか。スケジュールがないのでわかりません。教えてください。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 庁舎の建設は間に合います。あと、取り壊しが、スケジュールをちょっと圧縮しなきゃいけないので、どうなるかというのはちょっと疑問でございますけれど、間に合わせるように一応努力して、間に合わなければ、一応、事業計画の変更届をやっていくと。こういうスケジュールになっております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 先ほど工藤議員の修正動議にありましたが、東京オリンピック等で、資材不足、そして人手不足は容易に予想できる状況でございます。その予想を加味した上で間に合うとおっしゃっているんだと思うんですけども、ここに提案する以上、33年にまたがる期間の延長の議決は、ここに32年3月までに庁舎を建てる、そして、期間の延長を行わないと言わない以上、提案してはいけない議案だと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（田村 兼光君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、当初どおりに32年度末までに一応全て終わるという形で、もし万が一資材の不足等々が出てくれば、それは繰り越しの理由になってこようと。こういうふうに考えておりますので、基本的には32年度末までに全てを完了すると。このような形で工期を圧縮しながらやっていくというふうに私は職員に指示しております。

以上です。

○議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございせんか。ないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対意見のある方。吉元議員。

○議員（14番 吉元 成一君） 修正案に賛成の立場でしたので反対討論するというわけではありません。基本的に、町長は、きょうの委員会でも総務産業建設常任委員会でも、私は口が酸っぱくなるほど、議員さんの中から、もうやめりゃいいやないかという意見まで出ました。

その方法として、町民に理解してもらうためには、6月の、最低、議会ぐらいまではこの予算は取り下げて、委員会をつくる予算については異議ないから賛成しますんで、委員会をつくってそこで審議してもらってくださいと。このわずか2カ月ぐらいのことが待てないということは、よほど何か裏があるのかなと私は感じております。

それで、やむを得ず継続審査という案を出そうかなとか思っていましたけど、修正案が出ましたので修正案に賛成したわけですが、今後、庁舎建設に関して、本当に町長が思うような絵に描いた餅でできるかどうかはまだはっきり答えられない状況だと思います。

先ほど宗議員から質問がありましたが、できますかと言ったら多分できるということを行いましたけど、できんときは工期の延長をするということは許されんことだと、私はこういうふうに思います。町長がそこまで自信を持つんやったら、どうぞ、議会を通るでしょうから、きょうの雰囲気では。通ったら待たなしでやるならやってください。

我々は、余り、このことについて賛成できません。

以上です。

○議長（田村 兼光君） 次に賛成意見のある方。池亀さん。

○議員（4番 池亀 豊君） まず、冒頭に、3月議会の一般質問でも述べましたように、私たちは、災害時の住民の生活を守るため、耐震化を満たすための庁舎の建てかえを進めるべきだと考えています。国民の苦難軽減を立党の精神とする私たちは、町政が町民の幸せのために少しでも前へ進むことを目的に活動しています。

今回の現在地での建てかえ、新庁舎を事務所機能だけにするという提案は、3月議会の町長の「できるだけ税金を使わなくて済む、そして最良のものを選び、つくっていきたい」という答弁に合うものであり、賛成です。

全国の合併した自治体で、合併特例債の駆け込み利用により公共施設建設の住民合意や事業者選定に問題が生じています。まさに、昨年12月議会での提案は、選定が短期間で事業者との契約のための議案を早期に通過せざるを得ないという状況がありました。今回、プロポーザルの業者選定において、住民の皆さんとの合意が得られる、最低でも3社4社の中から選ぶことが時間的にも可能な状況が生まれました。

また、今回、合併特例債の発行期限が5年間延長されることが確実になったこともあり、3月議会の「町民の皆さん、議会にも丁寧な説明をして納得のいく形で慎重に進めていく」という答弁がより可能な状況が生まれています。

このような状況を生かし、この新庁舎建設事業が、本当に、防災、安全町民の皆さんの幸せにつながるものとなるよう私も努力していくということを述べさせていただき、賛成の討論といたします。

○議長（田村 兼光君） ほかに反対意見のある方。田原君。

○議員（13番 田原 宗憲君） 私は修正案に賛成いたしましたので、本案に関しましても筋を最後まで通したいと思いますので、反対したいと思います。

庁舎建設に当たりまして、早急に建てなきゃいけないということは十分に理解しております。しかし、ここまでおくれた理由に関しましても、合併して12年になりますが、合併特例債を、32年度ですか、まで建てなかった町長に責任があると思っています。

耐震など、いろいろな不便なことは十分理解していますし、町民の声を聴いて建てかえても、33年度から37年度の合併特例債を利用して建てても、遅くはないんじゃないかなと思っまして、本案に反対意見とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 次に賛成意見のある方。宮下議員。

○議員（6番 宮下 久雄君） 声がよく出ませんので、きょうは発言しまいかと思いましたが、自分は庁舎建設についてはちょっと時間がかかり過ぎたなというふうに思っております。

その理由として、合併後、町は、ほかの事業、ほかの施設、それを優先してやってまいりました。そのために庁舎というところに手が回せなかった。これが事実でありますし、合併後、財政的にも大変厳しい状態が続きまして、職員の給与もカットしながらというようなことをやりながら、今ようやく建設の事態を見据えることができる状態になったと思っております。

どうか、今度、頑張っ建てかえていただきたいと思うし、この機会を逃せば、もう簡単に庁舎ということはできないんじゃないかと心配しておりますので、この議案には賛成いたします。

○議長（田村 兼光君） ほかに反対意見のある方。宗議員。

○議員（1番 宗 晶子君） 反対の立場で討論させていただきます。

まず、合併特例債、延びました。合併特例債が延びて、債務負担行為を、合併特例債を使うためには新庁舎設計画の内容の変更が議決で必要だという説明をいただきました。設計画の変更は、大変、大事なことで、住民の皆さんとともに住民の会議を持つんであれば、あわせて新庁舎設計画も話し合っければ済むことであると思っすし、合併特例債が使える期間をぴしゃっと37年度まで延ばすべきだと思っす。

そして、先ほどからの委員会答弁の中でも、32年まで庁舎は建つかもしれないけど、取り壊しは無理かもしれないから、変更を出すので大丈夫だという答弁がございましたが、先ほどの32年まで建つというのは全てが完了することでございますので、町長の答弁に矛盾を感じます。

契約の期限を守ることは、債務負担行為でなくても、予算単年度主義の原則で大前提のことで、そもそも最初から期限内に完了できない可能性がある予算を議案提案すること自体が間違いでございます。

以上で私の反対討論とさせていただきます。

○議長（田村 兼光君） 次に賛成意見のある方。丸山議員。

○議員（12番 丸山 年弘君） 私は、さっきの委員会で一応申し上げましたように、実施計画に入って時間もたっているし、そして庁舎の状態も、どこに行ってもこんな庁舎はないというよな、本当にワーストナンバーワンの庁舎、これを一刻も早く建てかえて町民の行政サービスに当たってもらいたいというのが私の気持ちです。

そして、今、ジnkスですけど、あそこの宮崎の火山が噴いた年はどこかで大きな地震が来るとか、そういうジnkスもありますし、要するに、有事のときに何百人という町民を入れて、そして、何というんですかね、職員の方々の命がかかっている。そういうことで、一刻も早く建てかえていただきたいというのが私の気持ちなんです。

庁舎建設に賛成します。

○議長（田村 兼光君） ほかに反対意見のある方。——ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

修正案が提出されましたので、原案について採決します。原案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（田村 兼光君） お座りください。起立多数です。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（田村 兼光君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

町長から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

○町長（新川 久三君） きょう一日、臨時議会、どうも早朝から御苦労さんでございました。

庁舎建設、本当にすばらしい議会だと私は思っております。賛否両論、出ていただいて、これがまさしく議会だと私は感じておりますので、私も庁舎建設については真摯な態度で対応してまいりますので、今後ともよろしく願い申し上げまして終わりの言葉とさせていただきます。

きょうは、どうもありがとうございました。

○議長（田村 兼光君） これで、平成30年第3回築上町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午後4時07分閉会

---

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員